

# ネイルサロンにおける 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

2021年11月18日

Ver.7

2021年5月25日 <Ver.6>  
2021年2月16日 <Ver.5>  
2020年10月31日 <Ver.4>  
2020年5月21日 <Ver.3>  
2020年4月9日 <Ver.2>  
2020年3月27日 <Ver.1>

<目次>

はじめに .....	P 3
I. 適合ネイルサロン チェックリスト .....	P 4
ネイルサロンにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン	
II. ネイルサロンでの感染拡大防止のための対応 .....	P 5
1. 予約に際しての留意点 .....	P 5
2. 店舗の営業に関する対応 .....	P 6
①新型コロナウイルス感染症が収束するまでの営業の変更事項の周知	
②感染症関連のキャンセル等に関する、柔軟な対応	
③リモートを活用したスタッフミーティング	
◆新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)利用の促進と留意点	
3. サロンにおける衛生管理・感染症対策 .....	P 6
①サロン店舗入口	
②サロン内エリア	
③施術エリア(対面での飛沫感染防止策)	
④その他の高頻度接触部位の消毒または除菌	
⑤換気・湿度管理	
⑥施術に関わる器具、用具、備品類	
⑦施術者の予防策	
※正しいマスクの着用法について	
⑧会計の際の留意点(レジおよび金銭授受)	
⑨トイレ、手洗い設備等	
⑩廃棄物の処理	
※消毒用エタノールと代替できる消毒剤および除菌剤について	
※新型コロナウイルスに効力のある除菌剤について	
4. スタッフの健康管理 .....	P 12
5. 緊急時の対応について	
新型コロナウイルス陽性者や濃厚接触者が発生した場合.....	P 15
<参考> <謝辞> 「ネイルサロン衛生管理士」資格制度 .....	P 16

## はじめに

新型コロナウイルス感染症は、いまだ世界で猛威を振るっています。

本ガイドラインは、今般のデルタ株の感染拡大を踏まえ、政府より業種別ガイドラインの見直し・改定が求められ、政府が提供する「ガイドライン確認の際のチェックリスト」に従い、《ver.7》として改定いたしました。

新型コロナウイルスは、増殖・流行を繰り返す中でウイルス遺伝子の変異も繰り返され、約2週間で一か所程度の速度でウイルス遺伝子のどこかの部分の塩基が変異していると考えられています。中でも感染性や病原性に係る部分の遺伝子の変化が生じると影響は大きく、注意すべき変異株の出現が注目されています。その中でこれまでWHOが指定した「懸念される変異株(VOC)」はアルファ・ベータ・ガンマ・デルタの4種、「注目すべき変異株(VOI)」はイータ・イオタ・カッパ・ラムダ・ミューの5種です。国立感染症研究所によると、変異株であっても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様で、特に【感染リスクが高まる「5つの場面」】を避け、三つの密を避けるゼロ密を心がけ、品質の確かな不織布マスクの正しい着用、手洗い等が有効であり、推奨されています。なお、三つの密でリスクは高まるが、一つの密であればリスクはないというわけではないことにもご留意ください。

ネイルサービスはお客様と対面し、施術部位に直接触れながら行う仕事であることから、基本的な感染症対策に加え、衛生管理を実践し感染拡大を防ぐことが重要となります。NPO 法人日本ネイリスト協会(以下、JNA)は、全国のネイルサービス事業者に対して、本ガイドラインを遵守した営業活動に臨んでいただくことを強く求めます。対策を緩めれば、感染拡大を防ぐことは出来ません。

お客様とネイリストの健康を守るために、適切な感染症対策と衛生管理を励行し、生活必需サービスである安全なネイルサービスを提供していただきますようお願い申し上げます。

### 【求められる感染対策 および ver.7 主な改正ポイント】

- ①デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路に応じた感染防止策  
●具体策:換気の徹底、換気に注意をしたうえでのパーテーションの設置、〈感染リスクが高まる「5つの場面」の点検〉マスクなしでの会話は控える、居場所の切り替わりによる気のゆるみに注意する
- ②正しいマスクの着用 および 咳エチケットの徹底 ●具体例:品質の確かな不織布マスクを正しく着用する
- ③大声を出さないことの徹底 ●具体例:BGM等の音量を上げ過ぎない
- ④手洗い・手指消毒の徹底 ●具体例:石けんと流水による手洗いの励行、施術時の手指消毒の徹底
- ⑤高頻度接触部位の消毒・除菌の徹底 ●具体例:ドアノブ、テーブル、椅子、施術で使用する備品類など
- ⑥換気徹底による密閉回避・寒冷時期の保湿対策●具体例:CO<sub>2</sub>測定装置の設置と常時モニター(100ppm以下)の活用
- ⑦密集の回避 ●具体例:着替え、休憩時間、食事の時間、歯みがき時など
- ⑧身体的距離確保による密集回避 ●具体例:人との間隔は最低1m(できれば2m)あける
- ⑨飲食の制限 ●具体例:水分補給および食事中以外のマスク着用の徹底
- ⑩利用者の制限 ●具体例:検温の実施、発熱や体調不良等の症状がある場合にはご来店を控えていただく
- ⑪利用者の把握 ●具体例:ご来店される方の氏名および連絡先を把握する。接触確認アプリ COCOA の活用
- ⑫スタッフの健康管理・体調確認 ●具体例:健康観察アプリ等を活用し、健康状態を把握する。  
抗原簡易検査キット(新型コロナウイルス迅速抗原定性検査キット)の活用
- ⑬対面時の接触回避 ●具体例:スニーズガード(飛沫防止用パネル等)の設置、電子マネーやキャッシュレス決済の導入
- ⑭遠隔での業務の推進 ●具体例:スタッフミーティング等は、リモートを導入する
- ⑮共用部での対策徹底 ●具体例:休憩スペース、更衣室、トイレ、洗面所、歯みがきエチケット(感染予防)の励行



感染拡大防止 特設サイト | 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

<https://corona.go.jp/proposal/>

2021年11月18日 <Ver.7>

本ガイドラインは発行日現在の情報を基に作成しております。ウイルスの感染状況には地域差もあり、今後明らかになる事実により必要な対応が変更になる場合もあります。今後の新型コロナウイルス感染状況の予想が困難なため、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえ、各都道府県が定める行動計画や、各地区の保健所や他の行政機関からの指示や要請も参考にしながら、適切な対応をお願いいたします。日本ネイリスト協会から皆様に対して情報や要請等の文書も発信してまいりますので、ネイルサロン経営者、ネイルサロン従事者の皆様におかれましては、JNA ホームページの最新情報もご確認ください。

発行日現在の情報を基に作成しております。今後明らかになる内容によって変更する場合があります。

## I. 適合ネイルサロン チェックリスト ネイルサロンにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

お客様とネイリストの健康を守り、安心してネイルサロンをご利用いただくため、以下の 20 項目の感染症対策を実践しましょう。本チェックリストに基づき、感染症対策を実践しているサロンは、JNA のホームページより「実施宣言ステッカー」を取得することができます。実施宣言ステッカーをサロンに掲示して、感染防止対策に取り組んでいることを宣言しましょう。

実践項目	具体的な内容	詳細頁
<b>サロン設備・環境全般に関わる事項</b>		
1 店舗入口の衛生的配慮	<input type="checkbox"/> 手指に用いる消毒剤または除菌剤等を設置し、お客様の来店時に手指消毒をお願いしている。 <input type="checkbox"/> ドアノブ等(高頻度接触部位)は、お客様来店毎、またドアの開閉時の都度、消毒または除菌を行っている	P8
2 対面遮蔽の工夫と席の配置	<input type="checkbox"/> 施術時は対面遮蔽用のスニーズガードを設置している。スニーズガードの設置ができない密接場面では、施術者はフェイスシールドとマスクの両方を着用している(フット施術等)。大声で会話しないよう努めている。 <input type="checkbox"/> お客様同士が密接しないよう席の間隔を適切に(最低1m、できれば2m)あけている。 <input type="checkbox"/> 席の間隔が1m未満の場合は、側面遮蔽用のスニーズガードも設置している。 <input type="checkbox"/> 施術後はスニーズガードの消毒または除菌を行っている。	P7, 8
3 効率の良い換気・湿度管理	<input type="checkbox"/> 外気に面した窓やドアを開けられる施設では、送風機等(扇風機を室外に向けて使用する等)を活用して効果的な換気を行っている。窓やドアが開けられない施設では、建物に設置されている給排気設備を常時稼働させるとともに、定員を2/3~1/2程度に減らす対策を講じている。乾燥する場面では湿度40%以上を目安に湿度管理を行っている。「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法として窓開け換気が難しい場合には、空気清浄機(HEPAフィルターによるろ過かつ風量が毎分5m <sup>3</sup> 程度以上のものなど)を使用すること。	P8-9
4 高頻度接触部位の消毒または除菌	<input type="checkbox"/> テーブル(サロン内エリア、共用部分、スタッフルームを含む)、椅子(背もたれ、ひじ掛け、座面)、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、エレベーターのボタン、カラーサンプル、デザインサンプル、化粧品テスター等の消毒または除菌を行っている。	P7~11
5 トイレ・手洗い設備等の衛生的配慮	<input type="checkbox"/> 清掃、消毒または除菌を通常以上に徹底している。 <input type="checkbox"/> トイレはフタを閉めて流す徹底を図るための掲示を行っている。 <input type="checkbox"/> 液体石けん、ペーパータオルを備えている。共用タオルを使用しない。ハンドドライヤーの使用を停止している。	P10
6 廃棄物の処理	<input type="checkbox"/> ふた付きのゴミ箱を備え、ゴミはビニールに入れ適切な方法で廃棄している。 <input type="checkbox"/> 廃棄物の処理の際は、グローブとマスクを着用している。事後に手洗い、手指消毒をしている。	P10
<b>スタッフの健康管理等に関わる事項</b>		
7 スタッフの健康管理	<input type="checkbox"/> 体調チェックに気を配り、健康管理(体温等)を記録している。毎日の行動記録(いつ、どこで、誰と会ったか)を残している。 <input type="checkbox"/> 出勤を控える要件を理解している。体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底すること。 <input type="checkbox"/> 出勤後に少しでも体調が悪いスタッフが見受けられた場合や発熱など軽度の体調不良を訴えた場合は、簡易検査キットを活用して検査を実施するか、速やかに最寄りの医療機関を受診させ医師の判断を仰ぎ、回復するまで治療に専念している。	P12-14
8 マスクの常時着用フェイスシールドの活用	<input type="checkbox"/> スタッフは飛沫感染防止のため、マスクを常時着用している。 <input type="checkbox"/> スニーズガードの設置ができない密接場面では、フェイスシールドとマスクの両方を着用している。 <input type="checkbox"/> フェイスシールドの着用後は消毒または除菌を行っている。	P6,7,9,12
9 スタッフルーム等	<input type="checkbox"/> 食事、休憩時、着替えの際に密集を避け(最低1m、できれば2m)、飲食の際は横並びに座り、会話も控え、効率の良い換気を行っている。テーブル、椅子、その他高頻度接触部位の消毒または除菌を徹底している。 <input type="checkbox"/> 飲食時、歯みがき、お化粧直し等のマスクを外す場面で会話を控えている。歯みがきエチケット(感染予防)を励行している。	P12,13
<b>予約・受付に関する事項</b>		
10 予約制の徹底	<input type="checkbox"/> 込み合う時間帯を作らないよう予約時間と対応人数を設定し、最少人数のスタッフで対応できるように運営している。 <input type="checkbox"/> サロンでの滞在時間が延長しないよう効率の良い施術を行っている。	P5, 6
11 お客様の体調の確認(予約時)	<input type="checkbox"/> ご予約にあたり、施術をお断りする要件を明記し、該当しない事を確認してから、予約制にて受け付けを行っている。マスクの持参、着用をお願いしている。	P5, 6
<b>お客様のご来店に関わる事項</b>		
12 お客様の体調の確認(来店時)	<input type="checkbox"/> 体調が万全でない場合は、予約日を変更していただくようお願いしている。 <input type="checkbox"/> 検温を行い、当日の体調が良好であるかを伺って、マスクの着用確認を行ってから施術を行っている。 <small>※商業施設内で営業しているサロンについては、商業施設の入り口等で既に検温を実施している場合、再度の検温は行わなくてもよい。</small>	P7
13 マスク着用の確認	<input type="checkbox"/> 飛沫感染防止のため、お客様にマスクの常時着用をお願いし、実行していただいている。	P5,6,7,9
<b>施術時に関わる事項</b>		
14 施術者の着衣等の確認	<input type="checkbox"/> マスク、フェイスシールド(必要に応じて)、アイガード、グローブ(必要に応じて)、清潔なユニフォームを着用している。	P6,9
15 丁寧な手指消毒	<input type="checkbox"/> こまめな手洗いを励行すると共に、施術のはじめに消毒剤を用いて擦式清拭消毒を丁寧に行っている。	P7
16 施術に関わる器具、用具、備品類の衛生管理	<input type="checkbox"/> お客様ごとに消毒済みの器具、用具、備品類を備え、施術後は、通常以上(場合により標準レベル以上)の消毒または除菌を行っている。 <input type="checkbox"/> コットン、ガーゼ、ペーパー類等は使い捨てとし、お客様が直接触れる備品類は可能な限りペーパー等で覆う工夫をしている。ペーパー等で覆うことの出来ない高頻度に接触する備品類等は、施術後に消毒または除菌を行っている。	P8,9
17 各種用具の持ち手・化粧品等の外装部分の適切な消毒または除菌	<input type="checkbox"/> 各種筆類(ジェル用、アクリル用、アート用等)の持ち手部分、ネイルポリッシュ等の各種化粧品、ネイル材料のキャップや本体部分も、使用後は消毒または除菌を行っている。	P9
18 会計の際の留意点	<input type="checkbox"/> 可能な限り、電子決済を推奨し、カードリーダー、タブレット、キャッシュトレイ、ペン等の消毒または除菌をしている。 <input type="checkbox"/> 会計後の手洗いは手指消毒を徹底している。	P10
<b>その他</b>		
19 緊急時の対応	<input type="checkbox"/> 有事の際の連絡先(管轄の保健所または所轄担当役所の電話番号)と対応フローを明確にし、共有できている。 <small>商業施設内で営業している場合は、その管理部門と連携して適切な対応をとっている。ミーティングにリモートを活用している。</small>	P13-15
20 ガイドラインの遵守 COCOAやQRコードを用いた 追跡システムの利用促進	<input type="checkbox"/> 「ネイルサロンにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を参照しながら、取り組みを実践している。 <small>また、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)やQRコードを用いた追跡システムの利用を促進している。</small>	P6

## II. ネイルサロンでの感染拡大防止のための対応

### 1. 予約に際しての留意点

お客様への来店時の注意事項並びに、体調が思わしくない時等の来店の自粛を、ホームページ、SNS、店頭掲示、書面配布等で呼びかけ、注意の徹底を強く求めること。

また、下記症状および以下の要件に該当する場合は、体調が回復してから改めて予約していただく様にお願いすること。その際、新型コロナウイルス感染拡大防止のためであることを説明し、ご理解いただくこと。さらに、予約制の体制をとっていることをお伝えし、マスクの持参、着用をお願いすること。（マスクは品質の確かな、できれば不織布マスクが望ましい）※マスクの着用についての留意点はP9を参照のこと。

下記の症状がある場合は、体調が万全に回復するまで、予約はお控えください。

- \* 風邪の症状(くしゃみや咳が出る)がある場合 ※花粉症や鼻炎による くしゃみや鼻水の症状は除く
- \* 発熱の兆候がある場合
- \* だるさ(倦怠感)や息苦しさがある場合
- \* 咳、痰、または胸部に不快感がある場合
- \* 味覚および嗅覚にいつもと違う変化を感じる場合
- \* その他新型コロナウイルスに感染している疑いのある症状がある場合
- \* 1週間前くらいまでにインフルエンザ・ノロウイルス等にかかっていた方

新型コロナウイルス感染症の影響で、くしゃみをするこもはばかられる状況が続いています。「くしゃみ」「鼻水」「鼻づまり」「目のかゆみ」等の症状がある場合には、自己判断せず、耳鼻咽喉科、内科、眼科、アレルギー科等の専門医を受診し、診断を受け、治療を行うことが大切です。

以下の内容に該当する場合も、予約をお控えください。

- 新型コロナウイルスの陽性者または濃厚接触者と判明した場合
- 新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触がある場合
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航者の方、並びに当渡航者との濃厚接触がある場合
- 過去14日以内に、新型コロナウイルス感染者が発生したクラスターとされる場所を訪れた方、並びに当人と濃厚接触がある場合

以上の内容はあくまでも一例である。各サロンの所在地、設備、メニュー、最新の保健所やその他の行政機関からの通達等の諸条件を考慮し、適切な注意喚起をすること。

感染例が報告されている地区では、潜在的に感染者がいる可能性が高く、一層の注意と対策が必要である。各地区の感染の現状には、厚生労働省 HP を参照すること。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#kokunaihassei](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokunaihassei)  
「新型コロナウイルス感染症について」



過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域については常に変化しているため、以下の外務省 HP を参照し最新の情報の把握に努めること。



[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/country\\_count.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/country_count.html)

「各国・地域における新型コロナウイルスの感染状況」

[https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen\\_risk.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html)

「海外安全ホームページ 感染症危険情報」



## 2. 店舗の営業に関する対応

### ①新型コロナウイルス感染症が収束するまでの営業の変更事項の周知

予約の体制を整え、お客様が込み合う時間帯をつくらないようにスケジューリングすると共に、スタッフも最少人数で対応できるシフトを組むこと。また、お客様同士が密接しないよう席の間隔を適切に（目安として1m以上）あけること。営業時間の変更や、提供メニューに変更がある場合は、あらかじめホームページ、SNS、店頭掲示、書面配布等で告知を行うこと。

お客様、スタッフの感染症対策および健康管理の一環として、スタッフは常に正しくマスクを着用し、必要に応じてフェイスシールド、アイガード、グローブ等を着用する。お客様にご理解いただくように努め、お客様にもマスクの持参、着用をお願いすること。（マスクは品質の確かな、できれば不織布マスクが望ましい）  
※マスクの着用についての注意点はP9を参照のこと。

### ②感染症関連のキャンセル等に関する、柔軟な対応

予約をいただいているが、感染症関連の理由により来店ができないお客様に対しては、お客様の立場に合わせて柔軟に対応し、お客様が不利益にならないように事前に対応を検討し告知すること（予約のキャンセル、予約の延期等）。

感染防止対策についてお客様に説明できるよう、スタッフ間でその内容を共有しておくこと。

### ③リモートを活用したスタッフミーティング

営業体制および出勤体制等についてのミーティングを行う場合は、極カリモートを活用すること

◆新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)やQRコードを用いた追跡システムの利用促進と留意点  
スタッフはCOCoAのインストールと利用を必須とし、QRコードが記載されている「ガイドライン実施宣言ステッカー」を入口、店内に掲示する等の方法で、お客様にも利用を推奨すること。また、各地域が行っているQRコードを用いた追跡システムの利用も推奨すること。施術を受けるお客様には、接触確認アプリ(COCoA)を機能させるため、携帯電話の電源およびBluetoothを切らずにマナーモードにすることを推奨する。

## 3. サロンにおける衛生管理・感染症対策

### サロン内の衛生環境の向上・感染症対策の実施の徹底

ネイルサロンにおける衛生管理は、ネイルサロンを清潔に保ち、サロンにおける感染症の発生を防ぐことを目的としている。感染症対策として通常以上（場合により標準レベル以上）の衛生措置を講じることが重要である。

以下、NPO 法人日本ネイリスト協会発行「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」に基づくサロン内の衛生管理を徹底すること。サロン内の衛生管理には換気、照明等の点検等も含まれる。



NPO法人日本ネイリスト協会「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」参照

[https://www.nail.or.jp/media/pdf/eisei/eiseikanri\\_jishukijun2017.pdf](https://www.nail.or.jp/media/pdf/eisei/eiseikanri_jishukijun2017.pdf)

<参考>厚生労働省「ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針」

[https://www.nail.or.jp/media/pdf/eisei/eiseikanri\\_100915.pdf](https://www.nail.or.jp/media/pdf/eisei/eiseikanri_100915.pdf)



## 新型コロナウイルスの感染防止対策としては特に以下の事項を徹底すること。

### ◆求められる主な対策◆

- ・三密を避ける対策
- ・お客様に対して体調の確認
- ・飛沫感染対策
- ・スタッフの健康管理
- ・接触感染対策
- ・有事の際の対応フローの共有 等

### ◆「密」を避けるようにすること

デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、三密(密集・密閉・密接)のいずれか一つに該当する場面であっても感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるように努めること。なお、三つの密でリスクは高まるが、一つの密であればリスクはないというわけではないことにもご留意頂きたい。

- ・密閉空間…効率のよい換気を行い、新鮮な空気を取り込むこと。
- ・密接場面…お客様と施術者は常に正しくマスクを着用すること。施術の際は換気に注意をしたうえで対面での飛沫感染防止のため対面遮蔽用の「ビニールカーテン」または「アクリル板」などのスニーズガード<sup>※1</sup>を設置し遮蔽すること。スニーズガードの設置ができない場面では、施術者はフェイスシールドとマスクの両方を着用すること(フット施術等)。施術後はスニーズガードの消毒または除菌を行うこと。  
また、効率のよいメニューを提案し、施術時間が延長しないように心がける。マスクを正しく着用している場合であっても、会話はなるべく控え、大声で会話しないよう努めること。  
水分補給等をしていただく場合は、ペットボトル等使い捨て出来る容器で提供すること。
- ・密集場所…予約の体制を整え込み合う時間を回避する。お客様の座る位置を見直し、お客様同士の距離(最低1m以上、できれば2m)をあけること。  
席の間隔が1m未満の場合は、換気に注意をしたうえで側面遮蔽用のスニーズガードを設置し遮蔽すること。

※お客様との対面遮蔽に加え、席の間隔が1m未満の場合は、側面遮蔽も行うこと。

※1 飛沫防止用のシート等については、以下の点に留意すること。

- ・火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。  
ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材(難燃性、不燃性、防災製品など)を使用すること。
- ・同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
- ・不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

### ◆手洗い・手指消毒を徹底し、高頻度接触部位については、徹底した消毒または除菌を行うこと。

なお消毒方法等の具体的な方法は「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」および本ガイドラインP9を参照のこと。

### ◆手指の衛生措置の基本“手洗い”の励行

丁寧な手洗いは、ウイルスなどを洗い流すためにも有効です。

※<参考>厚生労働省 手洗いの方法 →



### ◆より丁寧な手指消毒の徹底

手指消毒をする場合には、より丁寧な手指消毒を心掛けましょう。手指消毒剤を用いて、手首から手の平、手の甲、指間、指先、爪先(フリーエッジの先端、裏側も含む)まで、丁寧に擦式清拭消毒を行いましょう。

### ◆ご来店時のお客様の体調の確認

来店時に検温を行い、当日の体調が良好であることを伺って、体調不良の方は別日変更のお願いをする。また、マスクの着用を確認する。※商業施設内で営業しているサロンについては、商業施設の入り口等で既に検温を実施している場合、再度の検温は行わなくてもよい。

◆消毒剤および除菌剤は、スプレーで直接噴霧しないこと(ウイルスが飛び散るため)。ペーパーに消毒剤を含ませ清拭しましょう。

## ①サロン店舗入口

- 入口に手指消毒剤を設置し、手指消毒の徹底を促すこと。

消毒剤の準備が困難な場合は、除菌剤等で対応すること。

- ドアノブ等、お客様が触れる可能性が高い高頻度接触部位は、お客様来店毎、またドアの開閉時の都度、消毒または除菌を行うこと。

※次亜塩素酸ナトリウム水溶液(0.1%濃度)で消毒を行う場合は、ペーパータオルに含ませ拭きすること。金属部位に使用した場合は、10分程度たったら水拭きすること。

※新型コロナウイルスに効果を示す界面活性剤の詳細と製品リストは、

「独立行政法人 製品評価技術基盤機構 NITE」のホームページを参照してください。



## ②サロン内エリア

- サロンスペース内の、室内の清掃、消毒または除菌を通常以上に徹底すること。

- お客様の座る位置を見直し、お客様同士の距離(最低1m以上、できれば2m)をあけること。

席の間隔が1m未満の場合は、側面遮蔽用のスニーズガードを設置し遮蔽すること。

※お客様との対面遮蔽に加え、席の間隔が1m未満の場合は、側面遮蔽も行うこと。

さらに、予約の時間帯が込み合わないよう留意すること。

## ③施術エリア(対面での飛沫感染防止策)

- 施術の際は換気に注意をしたうえで対面遮蔽用のスニーズガードを設置し遮蔽すること。スニーズガードの設置が出来ない密接場面では、フェイスシールドとマスクの両方を着用すること(フット施術等)。また、施術後は、スニーズガードの消毒または除菌を行うこと。

- 施術内容の確認以外の会話はなるべく控えること。大声で話さないよう努めること。

- 爪および手指、足趾の状態に適したメニューを効率よく提供するように努めること。

## ④その他の高頻度接触部位の消毒または除菌

- 施術時

カラーサンプル、デザインサンプル等に、触れた場合は消毒または除菌すること。

化粧品テスターにも衛生的な配慮を講じること。

タブレットやタッチパネル等を使用した場合は消毒または除菌を行うこと。

- サロン内エリア等

電話、パソコンのキーボード、ボールペン、レジ周りの備品類も適時消毒または除菌を行うこと。

## ⑤換気・湿度管理

- 外気に面した窓やドアを開けられる施設では、送風機等(扇風機を室外に向けて使用する等)を活用して、効果的な換気を行うこと。

窓やドアが開けられない施設では、建物に設置されている給排気設備を常時稼働させるとともに、定員を2/3~1/2程度に減らす対策を講じること。必要換気量(一人あたり毎時30m<sup>3</sup>)を確保すること。

乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿することを推奨する。

※エアコンは無換気状態で使うと、ウイルスを室内に拡散させる恐れがあるので、換気を行っていることを前提として用いること。

※効果的な換気は、ネイル材料に含まれる空気よりも重い有機溶剤のガスの希釈にも有効である。

※換気は、連続的かつ効果的に行うことが重要である。

※室内空気質の確認として、CO<sub>2</sub>測定機<sup>\*</sup>を活用することが望ましい。室内のCO<sub>2</sub>濃度は1000ppm以下にすることが目標。なお、CO<sub>2</sub>測定機を設置する場合、人が呼吸する高さの床上75cm~150cm程度の位置で、室内の複数箇所測定し特に換気が不十分となりやすい場所に設置すること。(※市場には様々な機種が販売されているが、品質の確かなものを選択することが望ましい)

※法令を遵守した空調設備による常時換気又はこまめな換気を行なうこと。寒冷な場面の場合であっても、暖気を維持しながら、常時換気又はこまめな換気を徹底する。その際、換気量を維持しながら、暖気を保つため、こまめに大きく窓開けするのではなく、常時小さく窓開けする等の工夫や二段階換気等を行うことは可とする。

※「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法として窓開け換気が難しい場合には、空気清浄機(HEPAフィルターによるろ過式かつ風量が毎分5m<sup>3</sup>程度以上のものなど)を使用すること。冷暖房設備により、室内の温度および相対湿度を18℃以上かつ40%以上に維持することが望ましい。

## ⑥施術に関わる器具、用具、備品類

- ネイルテーブル、お客様用チェア、施術者用チェア、アームレスト、フットケア用チェア、ワゴン、ネイル機器等は、使用毎に消毒または除菌を行うこと。

### 【感染リスクを低減する適切な拭き方】

- ・同じ場所を何度も拭かない ・往復しない ・消毒剤または除菌剤を、直接スプレーしない。
  - ◎一方向に拭く ◎拭く面から一度離れたら、ペーパー(消毒剤または除菌剤を含ませたもの)を取り換える。
  - ◎拭いた後、拭いた場所を触らない。◎十分な量の消毒剤または除菌剤を使い捨てのペーパー等に含ませて拭く。
- ※同じ場所が重ならない、拭き残しがないように注意する。

- 器具、用具類は、お客様ごとに消毒済みのものを使用すること。
- 各種筆類(ジェル用、アクリル用、アート用等)の持ち手部分、ネイルポリッシュ等の各種化粧品、ネイル材料のキャップや本体部分も、使用後は消毒または除菌を行うこと。
- コットン、ガーゼ、ペーパー類等は使い捨てのものを使用すること。
- タオルは使い捨てできるペーパー類を使用することが望ましい。使い捨てできないタオルを使用する際は、消毒済みのものをお客様ごとに交換すること。
- 器具類は、消毒済みのものと使用済みのものとを区別し、適切な衛生措置を講じること。
- 施術に伴い生じるゴミや汚れた物は、その都度ふた付きのゴミ箱に捨てること。

## ⑦施術者の予防策

- マスクは正しく装着すること。
- マスク装着時は、手でマスクに触れないよう徹底する。鼻、口、目など、ウイルスを付着させないよう粘膜を保護することが重要である。
- 必要に応じてアイガード、グローブを装着すること。スニーズガードの設置ができない密接場面ではフェイスシールドとマスクの両方を正しく着用すること(フット施術等)。フェイスシールドをはずし、再度着用する前に消毒または除菌を行うこと。
- 施術前後には、手洗いを行うこと。
- 消毒剤に触れる機会が多いため、手荒れが生じた場合はグローブを装着すること。
- 施術中は、清潔なユニフォームやエプロン等を着用すること。着衣は毎日清潔なものを着用すること。万が一、お客様の「咳」や「くしゃみ」等でウイルスの付着が心配な際には、速やかに清潔な着衣に取り換えること。
- 感染症の疑いのあるお客様を接客した場合は、直ちに上長に報告し指示を仰ぐこと。

正しいマスクの着用法については、

厚生労働省HP「国民の皆さまへ(新型コロナウイルス感染症)」参照すること。



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)

正しいマスクの付け方(動画)

[https://www.youtube.com/watch?v=KA0f\\_QVNPVI&t=1s](https://www.youtube.com/watch?v=KA0f_QVNPVI&t=1s)



### ⑧会計の際の留意点(レジおよび金銭授受)

- 会計に際して、可能な限り電子決済の導入および利用を推奨すること。また、現金、クレジットカード等の受け渡しが発生する場合には、手渡しで受け取らず、コイントレイなどを使用すること。
- 会計の際に使用した、カードリーダー、タブレット、キャッシュトレイ、ペン等も、適時消毒または除菌を行うこと。
- 対応後には必ず手洗いまたは手指消毒を行うこと。

### ⑨トイレ、手洗い設備等

- お客様同士の感染を防ぐ為に、複数のお客様が出入りする場所の清掃、消毒または除菌を通常以上に徹底すること。
- トイレはフタを閉めて流すことを徹底していただくため掲示を行うこと。
- トイレ、手洗い設備等の清掃時は使い捨て手袋を着用すること。
- 手洗い設備および水道の蛇口、トイレ、出入り口のドアノブなど不特定多数が触れる箇所について、お客様毎の消毒、または定期的な消毒または除菌を行うこと。  
※次亜塩素酸ナトリウム水溶液(0.1%濃度)で消毒を行う場合は、ペーパータオルに含ませ清拭すること。金属部位に使用した場合は、10分程度たったら水拭きすること。
- 巡回清掃の実施および実施管理記録の保存を徹底すること。
- 手洗いに用いる石けんは、液体石けんが望ましい(固形石けんは、保管時に不潔になりやすいため)。
- ペーパータオルを使用し、ゴミ箱も備えること(タオルの共有は絶対に行わないこと)。  
※なお、ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場合は使用を可とする。  
※商業施設の共用トイレにおいては、実情に応じて対応すること。
- 清掃の終了後、必ず石けんと流水で手洗いを行うこと。

### ⑩廃棄物の処理

- グローブとマスクを着用すること。
- 施術時のゴミや、使用済みのマスクやグローブ、手洗いや消毒等に使用したペーパータオル、鼻水、唾液などが付いたゴミなどを捨てる場合は、ビニールに入れ密封した状態で廃棄すること。
- ふた付きゴミ箱の内部も、消毒または除菌を行うこと。  
(具体例)次亜塩素酸ナトリウム水溶液0.1%濃度を含ませたペーパータオル等で清拭する。金属部位に使用した場合は、10分程度たったら水拭きすること。
- ゴミの捨て方は、該当所在地の環境事業所のルールに従うこと。  
※マスクやグローブを外す際も、適切な外し方を実践すること。  
参考:個人用防護具(PPE)の着脱の手順 →
- 廃棄物の処理後、必ず石けんと流水で手洗いを行うこと。



## ※消毒用エタノールと代替できる消毒剤および除菌剤について

### (1)手指消毒について

逆性石けんを用いて擦式清拭消毒を行う。

(消毒薬品名:オスバン、ザルコニン液など、有効成分 10%配合のものを用いて 0.1~0.2%濃度に希釈して使用すること)

### (2)金属器具類、用具類、備品類の消毒について

逆性石けんを用いて浸漬消毒を行う。

(消毒薬品名:オスバン、ザルコニン液など、有効成分 10%配合のものを用いて0.1~0.2%濃度に希釈して使用すること)

#### ◆具体的な手順◆

洗浄→10 分間以上の浸漬消毒→水洗→乾燥→紫外線消毒連続 20 分間以上を行う。

#### 0.1~0.2%逆性石けん水溶液の作り方

(オスバン or ザルコニン液:2.5~5mL)+(水道水:250mL)=0.1~0.2%濃度  
※作った消毒液は、その日限りの使用としてください。

### (3)用具類、備品等の消毒または除菌について(金属器具以外)

次亜塩素酸ナトリウム製剤を用いて浸漬消毒を行う。

(消毒薬品名:【ピューラックス 次亜塩素酸ナトリウム含有濃度6%】または【家庭用漂白剤ハイター次亜塩素酸ナトリウム含有濃度 5~6%でも代用可能】)を用いて 0.1%濃度以上に希釈して使用すること)

#### ◆具体的な手順◆

洗浄→10 分間以上の浸漬消毒→水洗→乾燥を行う。

※次亜塩素酸ナトリウムは強アルカリ性のため、金属器具類には使用しない(錆びやすくなるため)。

※手荒れ防止のためグローブを装着すること。

※設備や備品(ネイルテーブル、チェア、ジェルネイルライトの手をのせる台等)の消毒または除菌に用いる場合には、ペーパータオル等に含ませて清拭を行うこと。10 分程度たったら水拭きすること。噴霧してはいけない。

#### 0.1%以上濃度 次亜塩素酸ナトリウム水溶液の作り方

(ピューラックス or ハイター 5mL)+(水道水 250mL)⇒0.1%以上濃度(標準レベル以上)  
※作った消毒液は、その日限りの使用としてください。

## ※新型コロナウイルスに効力のある除菌剤について

■新型コロナウイルスに効力のある、テーブル・椅子・スニーズガード・ドアノブなどの高度接触部位に用いる除菌剤の製品リストは、ナイト(nite:独立行政法人 製品評価技術基盤機構)のホームページで確認すること。



nite: 独立行政法人 製品評価技術基盤機構

<https://www.nite.go.jp/index.html>

※nite は新型コロナウイルスへの物品に対する効力の有効性の検証を行ったものであり、安全性の検証は行っておらず、手指や皮膚、空間噴霧は検証の対象外となっており、有効性や安全性を示すものではない。

## 4. スタッフの健康管理

スタッフの心と身体の健康面を注視し、すべてのスタッフに対して、適切な健康管理を行う。

公平で公正な処遇を行うこと。体調が悪い場合、または出勤後体調を崩した場合、感染の疑いがある場合や、陽性者等であると判明した場合を想定して、職場の対応ルールを定めておくこと。

◎感染リスクが高まる「5つの場面」、「新しい生活様式」等の案内物を活用して、従業員に対する新型コロナウイルス感染症予防管理対策を周知・徹底すること。



感染リスクが高まる「5つの場面」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000805552.pdf>

「新しい生活様式」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000805565.pdf>



ネイルサロンでは主に「場面③マスクなしでの会話」「場面⑤居場所の切り替わり」について注意すること

- ①スタッフ全員に出勤時の体温チェックを徹底すると共に、体調の変化の有無についても報告を受け、記録に残すこと。
- ②施設内ではマスクの正しい常時着用を徹底する。必要に応じてアイガード、グローブの着用を行う。スニーズガードの設置が出来ない密接場面では、フェイスシールドとマスクの両方の正しい着用を徹底する(フット施術等)。
- ③サロンの所在地域およびスタッフの居住地域における感染状況に注意し、出勤の可否も含めて出退勤の時間帯にも配慮すること。
- ④スタッフは、各自の日々の行動記録(いつ、どこで、誰と会ったか)を残すこと。  
感染が流行している地域から移動や感染が流行している地域への移動は控える。
- ⑤スタッフルーム(更衣室および休憩スペースを含む)の利用、食事について
  - スタッフルームの利用が密にならないように人数制限や利用時間をずらす工夫を心がけること。スタッフルームの入退室時には手洗いまたは手指消毒を徹底すること。
  - 食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えるか、会話をする場合はマスクを必ず着用すること。
  - 複数で食事をする際は間隔(顔の正面から最低1m以上、できれば2m)を空けて離れて座ることとし、横並びは椅子を間引く等人と人との十分な間隔を空けて座席配置をすること。
  - 歯みがき、お化粧直しなど、マスクを外す場面では会話をしないこと。休憩時等は緊張がとけて気がゆるみがちになり、感染リスクが高まるので注意すること。歯みがきエチケット(感染予防)の励行。
  - スタッフルーム内の高頻度接触部位となる冷蔵庫のドア、電子レンジボタン、テーブル、椅子等も定期的かつこまめに清掃、消毒または除菌を行うこと。
  - スタッフルームの常時換気および湿度管理を行うこと。
  - ゴミの廃棄も適切に行うこと。(3. ⑩廃棄物の処理 参照)
- ⑥以下の症状がある場合は、出勤を停止とする。また勤務中に以下の症状を発症した場合は、速やかに医療機関を受診し、体調が万全に回復するまで治療に専念すること。
  - \* 風邪の症状(くしゃみや咳が出る)がある場合 ※花粉症や鼻炎による くしゃみや鼻水の症状は除く
  - \* 発熱の兆候がある場合
  - \* だるさ(倦怠感)や息苦しさがある場合
  - \* 咳、痰、または胸部に不快感がある場合
  - \* 味覚および嗅覚にいつもと違う変化を感じる場合
  - \* その他新型コロナウイルスに感染している疑いのある症状がある場合
  - \* 1週間前くらいまでにインフルエンザ・ノロウイルス等にかかっていた方

新型コロナウイルス感染症の影響で、くしゃみをするのもはばかられる状況が続いています。「くしゃみ」「鼻水」「鼻づまり」「目のかゆみ」等の症状がある場合には、自己判断せず、耳鼻咽喉科、内科、眼科、アレルギー科等の専門医を受診し、診断を受け、治療を行うことが大切です。

⑦スタッフの同居者に感染者、または感染者への接触があったことが判明した場合

- 新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触がある場合
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航者の方、並びに当渡航者との濃厚接触がある場合
- 過去 14 日以内に、新型コロナウイルス感染者が発生したクラスターとされる場所を訪れた方、並びに当人と濃厚接触がある場合
- 保健所または所轄担当役所の指示を仰ぎ、場合により自宅待機とすること。
- 他のスタッフ、およびお客様との接触について正確な実態を把握すること。
- 個人情報の保護に充分留意し、対応をすること。

※その他、スタッフに新型コロナウイルス感染の疑いがある場合には、医療機関を受診し、専門医に相談すること。

■日本歯科医師会 HP【ウイルス感染予防のための歯みがきについて】より

歯みがきで口腔内の細菌数を減らすことは、むし歯や歯周病を予防するだけでなく、ウイルス感染症を予防することにつながるため、歯みがきはとても重要。歯みがきをする際や使った歯ブラシを洗浄・保管する際は、次の事項に注意すること。歯ブラシを清潔に保つことが大切である。

◎職場の洗口場で磨く場合

- ・換気に留意するとともに、3密を避け、一度に多くの人が磨くことがないようにする。
- ・飛沫が飛び散らないように口を出来るだけ閉じて注意しながら、歯ブラシを静かに小刻みに動かし、大きく動かさない。
- ・歯みがきをしながら会話をしない。動き回らない。
- ・口をゆすぐ時は勢いよく吐き出さず、顔を流し場に近づけてそっと吐き出す。または、コップに吐き出すようにする。
- ・コックのある蛇口を使用する際は、手を触れず紙やタオルなどを使う。

◎室内で磨く場合

- ・口をゆすぐときは一回のゆすぎで、コップ等に吐き出す。
- ・磨いた後、机や手鏡をアルコール等で拭く。

◎歯ブラシの洗浄・保管方法

- ・使い終えた歯ブラシは流水できれいに洗う。
- ・水分をよく切ってから、ヘッド部分を上にして風通しの良い場所で保管する。

<参考>



公益社団法人 日本歯科医師会  
[tps://www.jda.or.jp/](https://www.jda.or.jp/)

ウイルス感染予防のための歯みがきについて (PDF データ)

<https://www.jda.or.jp/corona/pdf/brush-teeth-20210308.pdf>

※PDF データが更新された場合見られなくなる場合があります。最新情報はこちらも参照。

日本歯科医師会 > 新型コロナウイルス感染症について

<https://www.jda.or.jp/corona/>



【動画】ウィズコロナ時代の歯のみがき方 口を閉じてみがきましょう

<https://m.youtube.com/watch?v=81oVgXCW9v0>



⑧リモートを活用したスタッフミーティング

営業体制および出勤体制等についてのミーティングを行う場合は、極力リモートを活用すること。

## ◎職場における検査の更なる活用・徹底

・普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。

内閣府「新型コロナウイルス感染症対策」健康観察アプリ

<https://corona.go.jp/health/>



・体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底すること。

・出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、新型コロナウイルス迅速抗原定性検査キット（以下、抗原簡易検査キット）を活用して検査を実施すること。

・抗原簡易検査キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施すること。

・抗原簡易検査キットの購入にあたっては、下記の対応が必要。

1. 連携医療機関を定めること
2. 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
3. 国が承認した抗原簡易検査キットを用いること

・これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL を参照すること。



←令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」→

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>



←新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11331.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html)

注) 上記対応が難しい場合は、体調がすぐれない方には速やかに最寄りの医療機関を受診させ医師の判断を仰ぐこと

○ワクチン接種については、厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照すること。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_00184.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html)



厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」（2021年9月版）より

<https://www.mhlw.go.jp/content/000788485.pdf>

Q 新型コロナウイルス感染症を診断するための検査にはどのようなものがありますか。

A 新型コロナウイルス感染症を診断するための検査には、核酸検出検査（PCR法等）、抗原定量検査、抗原定性検査等があり、いずれも被検者の体内にウイルスが存在し、ウイルスに感染しているかを調べるための検査です。

新たな検査手法の開発により、検査の種類や症状に応じて、鼻咽頭ぬぐい液だけでなく、唾液や鼻腔ぬぐい液を使うことも可能になっています。

なお、抗体検査は、過去に新型コロナウイルス感染症にかかったことがあるかを調べるものであるため、検査を受ける時点で感染しているかを調べる目的に使うことはできません。

検査の対象者	核酸検出検査（PCR法等）			抗原検査（定量）			抗原検査（定性）		
	鼻咽頭	鼻腔	唾液	鼻咽頭	鼻腔	唾液	鼻咽頭	鼻腔	唾液
有症状者	発症から9日目以内	○	○	○	○	○	○	○	×
	発症から10日目以降	○	○	×	○	○	×	△※1	△※1
無症状者	○	×	○	○	×	○	×	×	×

※1 陽性の場合には必要に応じて核酸検出検査等を実施。 ※2 確定診断としての使用は推奨されないが、結果が陽性の場合でも感染予防策を継続すること等要件の下で、感染拡大地域の医療機関や高齢者施設等において幅広く検査を実施する際にスクリーニングに使用することは可能。

検体採取の例  
（抗原定性検査、鼻咽頭ぬぐい液と鼻腔ぬぐい液の場合）

鼻咽頭ぬぐい液採取

鼻腔ぬぐい液採取

※図はテカ株式会社提供

## 5. 緊急時の対応について

### 新型コロナウイルス陽性者や濃厚接触者(以下、「陽性者等」)が発生した場合

お客様およびスタッフが、万が一感染した場合の対応は、保健所へ報告し、相談すること。  
尚、保健所以外に、市役所や町村役場が業務を担当している場合もあるため、自分のサロン所在地の所轄担当役所の確認をしておくこと。

- お客様およびスタッフに関わる感染情報を取得した場合、まず即時に保健所または所轄担当役所へ報告し、求められる情報の速やかな開示を行うこと。また、当該お客様への連絡方法に関しては、保健所または所轄担当役所の指示を仰ぐこと。
  - 感染防止のため関係各所への報告義務が生じることを、お客様にご理解いただくこと。
  - サロンのその後の営業等に関しては、保健所または所轄担当役所に相談し、指示を仰ぐこと。
- ※商業施設内で営業している場合は、その管理部門と連携して適切な対応をとること。

スタッフに、新型コロナウイルス陽性の疑いがある場合

- PCR検査等を実施することが決定した段階で、速やかに上長に報告すること。  
また、検査の結果が判明した際には、その結果を上長に報告すること(結果が陰性であった場合も含む)。
- 報告を受けた上長は、濃厚接触者の自宅待機等については保健所の指示に従い、保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え、保健所の窓口となる担当者を決めておくこと。陽性者等とスタッフの勤務状況、予約表、サロンの見取り図等の準備をしておく。
- 保健所より、サロン内の消毒等が必要になった場合は、その指示に従うこと。
- 保健所より、消毒に関して特段の指示がない場合は、陽性者等が接触したと考えられる箇所をすべて消毒すること。  
清掃と消毒を行う際は、グローブ、マスク、アイガード等を着用し、使い捨てのペーパータオルに、0.1%濃度の次亜塩素酸ナトリウム水溶液を含ませて清拭消毒を行う。金属類は、10分後に水拭きを行うこと。  
消毒後には、グローブを外し廃棄した後に液体せっけんを用いた手洗い、手指消毒を行うこと。

---

お客様とネイリストの健康を守るために、適切な感染症対策と衛生管理を励行し、生活必需サービスである安全なネイルサービスを提供していただきますようお願いします。  
万が一、感染が確認された場合は、安全性が担保出来るまでの期間、営業活動を一時的に停止するなど、積極的な感染防止対策を講じていただくようお願い申し上げます。

<参考>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの資料等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00093.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html)

首相官邸 新型コロナウイルスへの備え

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

首相官邸 感染症対策特集

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

外務省 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

NPO 法人日本ネイリスト協会

<https://www.nail.or.jp/>

<参考>

「ネイルスクールおよびネイルに関する授業・講習等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

<https://www.nail.or.jp/media/pdf/information/schoolguide.pdf>



<謝辞>

ガイドラインの策定にあたり、ご指導を賜りましたことを心より御礼申し上げます。

公益財団法人 日本エステティック研究財団 理事長 関東裕美先生

公益財団法人 日本エステティック研究財団理事 館田一博先生 (一般社団法人日本感染症学会 理事長)

東京理科大学 工学部建築学科教授 倉淵隆先生 (公益社団法人 空気調和・衛生工学会 副会長)

公益社団法人 日本歯科医師会

**「ネイルサロン衛生管理士」資格制度**

NPO 法人日本ネイリスト協会(以下 JNA)では、JNA が制定した「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」を普及し、ネイルサロンの現場で正しく活用していただくために「ネイルサロン衛生管理士」資格制度を設けています。

※ネイルサロンにおける新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の具体的な内容も盛り込んでおります。

**【 制度の目的 】**

「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」を普及し、サロン従事者への啓発活動を通じて、国民の健康を守る安全で安心なネイルサービスの普及と公衆衛生の向上に資することを目的として、ネイルサロンの衛生管理に関する知識を習得した方に「ネイルサロン衛生管理士」資格を付与する制度です。

NPO 法人日本ネイリスト協会「ネイルサロン衛生管理士」資格制度

<https://www.nail.or.jp/eisei/index.html>



「ネイルサロンにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

2021年11月18日

<Ver.7>



〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-14-3 赤坂東急ビル 5F  
TEL.03-3500-1580 FAX.03-3500-1608 <https://www.nail.or.jp>